

約 定

1. 私は、現職会員の資格を喪失したとき、また、この約定及び兵庫県学校厚生会（以下「厚生会」という。）貸付金取扱細則ならびにその他の諸規定の一つにでも違反したときは、未償還元利金を即時一括して償還します。
2. 第1項の債務を履行しなければならないときは、給付金及び退職手当金等で償還します。なお、債務全額を消滅させるに足りないときは直ちに残額を償還します。厚生会は金融情勢の変化、その他相当の理由がある場合は、上記弁済条件第1条で定めた利率を一般に行われる程度の幅で変更することができ、変更にあたっては通知文により所属所を通じて通知するものとします。
3. 毎年4月と10月に貸付利率の見直しを行い、利率の変更がある場合は、見直し月の翌月から毎月の償還額を変えるものとします。
4. 第3項に基づき、償還額は見直し時期に於ける未償還元利金・残存借入期間で算出するものとします。
5. 借受人は上記第4項により算出された償還額の決定日の翌月から新償還額による返済を開始します。
6. 最終回返済額は毎月の返済額にかかわらず、残存元本額にその利息を加えた額とします。
7. 厚生会が必要と認めたときは、私が受領すべき退職手当金等（名称の如何を問いません。）を厚生会の有する債権に厚生会が認める順序方法により充当処理されても異議ありません。
このことにかかる書類作成の必要があれば、いつでもその要求に応じます。
8. 厚生会と保険会社の間で契約している保証保険制度の適用を受けるものとし、保険会社所定の料率による保証保険料を厚生会に毎月の貸付金償還額に加え分割して支払うことに同意します。また、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、保険料率が厚生会と保険会社の間で一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。
9. 私の債務不履行に基づく厚生会から保険会社への債権譲渡については何ら異議なく厚生会と保険会社（求債権者）に対して誠意をもって処理します。
10. 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当然に期限の利益を喪失し、厚生会に対し、残債務全額を直ちに支払います。
 - (1)借受人が本借用証書に定める債務の履行を2回以上怠ったとき
 - (2)借受人が第三者から差押え又は仮差押えを受けたとき
 - (3)借受人が破産又は民事再生の申立をしたとき
11. 借受人が前項の定めにより期限の利益を喪失した場合には、厚生会は、借受人の厚生会に対する預金債権その他の債権について、その債権の期限等の如何にかかわらず、借受人の残債務全額と相殺できます。相殺する際には、所定の手続きを省略し、払戻し、解約、処分のうち、その取得金をもって全額債務の弁済に充当することができます。相殺計算する場合には、債権債務の利息等の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金取扱細則に基づくものとします。
12. 厚生会が必要と認めたときは、厚生会の承認する担保を差し入れ、又は保証人をたて、若しくは追加します。
13. 債務不履行に基づく場合の延滞利息等の額は、利息制限法の定めるところにより計算した額に償還に要した費用を加算した額の範囲内で定めた額とします。なお、その償還方法、時期は厚生会所定の方法によることに同意します。
14. 氏名、住所、その他届け出事項を変更したときは、直ちに書面によって届け出をいたします。この届け出を怠ったために、厚生会からなされた通知又は送付された書類などが延着し、又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに、到着したものとされても異議ありません。
15. 強制執行の承諾がある公正証書を作成する必要が生じたときは、いつでもその要求に応じます。
16. 証書の作成等、その他必要費用は私の負担とし、訴訟が生じたときは私の現住所にかかわらず、厚生会本部所在地を管轄する裁判所を充てることに異議ありません。